

# 1 議事日程(2日目)

[平成18年太宰府市議会第1回(3月)定例会]

平成18年3月6日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第2号 財産の取得(史跡地)について
- 日程第5 議案第3号 財産の譲渡(都府楼保育所)について
- 日程第6 議案第4号 財産の無償貸付け(都府楼保育所)について
- 日程第7 議案第5号 財産の取得(福岡県立看護専門学校跡地)について
- 日程第8 議案第6号 太宰府市体育センターの指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第7号 太宰府市立少年スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第8号 太宰府市立大佐野スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第9号 太宰府市いきいき情報センターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第10号 太宰府市民図書館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第11号 太宰府市文化ふれあい館の指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第12号 大宰府展示館の指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第13号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第14号 太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第15号 太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について
- 日程第18 議案第16号 市道路線の認定について
- 日程第19 議案第17号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第20 議案第18号 筑紫野太宰府消防組合同約の一部を変更する規約の協議について
- 日程第21 議案第19号 福岡都市圏南部環境事業組合同約に関する協議について
- 日程第22 議案第20号 大野城太宰府環境施設組合同約の一部変更に関する協議について
- 日程第23 議案第21号 太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について
- 日程第24 議案第22号 太宰府市国民保護協議会条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について
- 日程第26 議案第24号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 太宰府市情報公開条例の一部を改正する条例について

- 日程第28 議案第26号 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第27号 太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第28号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第29号 太宰府市立小学校及び中学校施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第32 議案第30号 太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第33 議案第31号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について
- 日程第34 議案第32号 太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第35 議案第33号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第1 議案の訂正について（議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」）
- 日程第36 議案第34号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第37 議案第35号 太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第38 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第39 議案第37号 平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第40 議案第38号 平成17年度太宰府市老人保健特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第41 議案第39号 平成17年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第42 議案第40号 平成17年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第43 議案第41号 平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第44 議案第42号 平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第45 議案第43号 平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第46 議案第53号 太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第47 議案第54号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第48 議案第55号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第49 請願第1号 「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書
- 日程第50 請願第2号 「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書

日程第51 意見書第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである(20名)

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	古川泰博
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	建設部長	富田讓
上下水道部長	永田克人	教育部長	松永栄人
監査委員事務局長	木村洋	総務課長	松島健二
財政課長	井上義昭	地域振興課長	大藪勝一
市民課長	藤幸二郎	子育て支援課長	和田敏信
まちづくり技術 開発課長	大江田洋	上下水道課長	宮原勝美
教務課長	井上和雄		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名(5名)

議会事務局長	白石純一	議事課長	田中利雄
書記	伊藤剛	書記	花田敏浩
書記	満崎哲也		

再開 午前10時00分

~~~~~

議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第1回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおります。

議事に入ります。

~~~~~

日程第1 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第1、諮問第1号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第1号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、諮問第1号は諮問のとおり適任として答申することに決定しました。

答申（適任） 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

日程第2 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（村山弘行議員） 日程第2、諮問第2号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第2号を諮問のとおり適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、諮問第2号は諮問のとおり適任として答申することに決定しました。

答申（適任） 賛成19名、反対0名 午前10時01分

~~~~~

日程第3 議案第1号 太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

議長（村山弘行議員） 日程第3、議案第1号「太宰府市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第1号は同意されました。

同意 賛成19名、反対0名 午前10時02分

~~~~~

日程第4 議案第2号 財産の取得（史跡地）について

議長（村山弘行議員） 日程第4、議案第2号「財産の取得（史跡地）について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。通告があっていませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第2号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時03分

~~~~~

日程第5 議案第3号 財産の譲渡（都府楼保育所）について

議長（村山弘行議員） 日程第5、議案第3号「財産の譲渡（都府楼保育所）について」を議題とします。

これから質疑を行います。

通告がありますので、これを許可します。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） この都府楼保育所の建物の譲渡に当たりまして、その譲渡理由となっている効率的な施設運営に関してこの1年間移譲先である飛鳥会と保護者、行政の協議が行われてきたと思いますが、その協議は何回開催され、主にどのような意見が出て、移譲先及び行政はどのような回答をされたのかお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 都府楼保育所の保育を継承することを基本とし、円滑な移譲を行うため保護者会、法人、行政の相互の信頼関係づくりを図ることを大きな柱として協議を重ねてまいりました。

主な協議の内容は、新園長、新主任を平成17年度初めに決定し、平成17年度初めから法人の

保育士が都府楼保育所の行事等の折に参加し研修を重ねること、配慮を要する児童の保育を継承すること、移譲前後の子どものメンタルケアを図るため、十分な引き継ぎ期間を設けること、職員採用については太宰府市立保育所民営化に係る法人選考基準を遵守することなどです。

協議は、平成16年10月から現在まで11回にわたり行い、これらの内容に沿った保護者全体への説明を2回開催したところでございます。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今回行われました協議会におきまして、移譲先が回答し、また実施してきた内容等もあると思いますが、万一こういった回答に反した場合、この建物の譲渡先についての変更の可能性はありますでしょうか。

また、不可抗力の事故などを除いて、問題によっては最終的な責任はやはり市にあるということを確認しておきたいと思いますが、市のお考えをお聞かせください。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） まず1点目でございますが、都府楼保育所の保育の継承が基本であることから、移譲後も保育内容が継承されていくかどうかということは確認をしていくことが必要と考えております。

2点目の責任問題ですけれども、それぞれの責任の内容というのは法人が持つところ、それから保育行政として市が持つところ、それぞれだろうと思っておりますので、そういった時点での判断が必要になってくるというふうに考えます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 明確な回答ではなかったんですけども、一応都府楼保育所のその保育方針を継承していかれるということを回答として業者の方からも引き出したというふうに考えます。

今回、市民の財産を無償で譲渡するわけですから、その運営に関してはまずその当事者である保護者、そして広く市民が納得できる内容でなければならないと思います。このことを踏まえまして、先ほどおっしゃいました方針に沿って今後も指導を続けていっていただくことを要望して終わります。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の質疑は終わりました。

ほかに通告はありませんので、質疑を終わります。

議案第3号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第6 議案第4号 財産の無償貸付け（都府楼保育所）について

議長（村山弘行議員） 日程第6、議案第4号「財産の無償貸付け（都府楼保育所）について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第4号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第7 議案第5号 財産の取得(福岡県立看護専門学校跡地)について

議長(村山弘行議員) 日程第7、議案第5号「財産の取得(福岡県立看護専門学校跡地)について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第5号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第8から日程第14まで一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第8、議案第6号「太宰府市体育センターの指定管理者の指定について」から日程第14、議案第12号「大宰府展示館の指定管理者の指定について」までを一括議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第8から日程第14までを一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第6号から議案第12号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第15 議案第13号 太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について

議長(村山弘行議員) 日程第15、議案第13号「太宰府歴史スポーツ公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第13号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第16と日程第17を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第16、議案第14号「太宰府市女性センタールミナスの指定管理者の指定について」及び日程第17、議案第15号「太宰府市立老人福祉センターの指定管理者の指定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第16及び日程第17を一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第14号及び議案第15号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第18 議案第16号 市道路線の認定について

議長（村山弘行議員） 日程第18、議案第16号「市道路線の認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第16号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第19 議案第17号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加  
及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について

議長（村山弘行議員） 日程第19、議案第17号「福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方  
公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第17号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第17号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時10分

~~~~~

日程第20 議案第18号 筑紫野太宰府消防組合同約の一部を変更する規約の協議について

議長（村山弘行議員） 日程第20、議案第18号「筑紫野太宰府消防組合同約の一部を変更する規  
約の協議について」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第18号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第18号は可決されました。

可決 賛成19名、反対0名 午前10時11分

~~~~~

日程第21と日程第22を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第21、議案第19号「福岡都市圏南部環境事業組合規約に関する協議について」及び日程第22、議案第20号「大野城太宰府環境施設組合規約の一部変更に関する協議について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第21及び日程第22を一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第19号及び議案第20号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第23と日程第24を一括上程

議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第23、議案第21号「太宰府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例の制定について」及び日程第24、議案第22号「太宰府市国民保護協議会条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第23及び日程第24を一括議題とします。

これから質疑を行います。

議案第21号について通告がありますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 議案第21号については2点お伺いをいたします。

まず1点目に、武力攻撃事態等とはどのような事態を指すのかが1点。

それから2点目、第3条に本部長が必要に応じ会議を招集するとありますが、この必要に応じとはどのような場合があり得るのか、以上2点についてお伺いします。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、武力攻撃事態等についてお答えいたします。

武力攻撃事態等とは、条文からいいますと武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律の規定にある武力攻撃事態等及び武力攻撃予測事態のこの、2つを指しています。

まず、武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいいます。

もう一つの武力攻撃予測事態とは、武力攻撃事態には至っておりませんが、事態が緊迫し、武力攻撃が予想されるに至った事態をいいます。

次に、第3条の必要に応じ会議を招集するとあるということはどういうことかということでございますけども、市の国民保護対策本部は住民の避難、避難住民の救助等の措置を的確に、迅速に実施するため、国の指定を受けた場合に設置するものでございまして、市の区域に係る国民の保護のための措置を総合的に推進することになります。したがって、これら任務遂行に当たりましては情報交換や連絡調整が必要となったときに会議を行うものでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） 武力攻撃事態と武力攻撃予測事態の場合を指すというご説明でしたが、その武力攻撃予測事態、これは武力攻撃事態には至っていないけれども、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態、これは本当にわかりにくい内容なんですけれども、例に挙げて、例えばこういう事態だというのをちょっと挙げていただけませんか。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） これは例えば事態等、攻撃事態というのは例えば日本に敵が攻め込んで上陸するとか、あるいはミサイルで攻撃されるとかというのはもう事態ということになります。そういうふうなそこまで至っておりませんが、そういうふうなことが予測されるという部分が事態等というふうな、まだ攻撃されるまでではなくてそれが予測されると、そういうふうなのが事態等というふうになると思います。ちょっとその辺の境目というのはあやふやでございまして、このままですと攻撃に至ると。それまでの前段というふうな考えてもらったらいいと思います。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員） そしたら、この件についてはまた一般質問でさせていただきます。

議長（村山弘行議員） これで11番山路一恵議員の議案第21号についての質疑は終わりました。

ほかに通告はありませんので、議案第21号についての質疑を終わります。

次に、議案第22号についての質疑を行います。

通告が 있습니다ので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

1 1 番（山路一恵議員） 議案第22号については、協議会の設置の目的についてが1点目。

2点目は、委員の構成について、それから第2条第2項の専門委員についてご説明をいただきたいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） まず、協議会設置の目的についてでございますけれども、協議会については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、いわゆる国民保護法というふうに新聞報道ではされておりますけれども、その第39条の規定に基づき設置するものでございまして、市の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために設置するというふうになっております。

具体的には、市長の諮問に応じ重要事項を審議することになっておりまして、協議会の設置後はまず太宰府市国民保護計画について審議をしていただくというふうにいたしております。

次に、委員の構成と専門委員についてでございますけれども、委員の構成については国民保護法第40条の規定に基づきまして市長が任命するというふうになっております。このメンバーについては、この国民保護法の以前に防災会議というのがございまして、その防災会議のメンバーに識見者の方を加えまして、25名程度の委員さんになっていただくという形で現在のところ予定をいたしております。

また、専門委員につきましては専門事項を調査する必要がある場合に任命するというふうになっておりまして、例えば一般の人じゃなかなか専門的な知識がないと対応できない。例としましては、例えば原子力発電所の所在の市町村では原子力に精通してある方、そういうふうな方が任命されるというふうに想定されておりまして、じゃあ太宰府市ではどういうふうになるかといいますと、今のところ想定がないのではないかなというふうに考えております。

いずれにしても、専門的な形でどうしても知恵が必要だという場合には、専門委員さんを任命すると、そういうことでございます。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

1 1 番（山路一恵議員） まず、協議会設置の目的、大きな目的は国民保護計画を策定することにあるわけですが、この計画はいつまでに策定をするお考えなのかが1点。

それから、この協議会の公開について、会議の傍聴及び会議録の閲覧については当然公開すべきだと思いますが、その点について確認をとっておきたいというのが2点目。

それから、委員の構成について、ちょっとわかりにくかったんですが、防災会議のメンバーと同じと言われたのか、ちょっとわかりませんが、これについては自衛隊員も入るということが言われておりますが、その点についてどうなのか確認したいと思います。

議長（村山弘行議員） 総務部長。

総務部長（平島鉄信） この協議会は、今山路議員がおっしゃいましたように国民保護計画をつくるのが第1の目的というふうに今考えております。これについては、平成18年度いっぱいまでにつくり上げたいというふうに考えております。

協議会の審議内容については、太宰府市の情報公開条例に基づきまして同じような形で公開をしてまいりたいというふうに考えてます。

この構成については、自衛隊が入ってのるかどうかというのが問いなのかと思いますが、現在でも防災会議のメンバーには自衛隊も救援の活動という形で入ってはいただいておりますので、新たに協議会のメンバーの中にも自衛隊、その方を構成員としてしていきたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の質疑は終わりました。

ほかに通告がありませんので、質疑を終わります。

議案第21号及び議案第22号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第25 議案第23号 太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について

議長（村山弘行議員） 日程第25、議案第23号「太宰府市国民健康保険事業特別会計財政調整基金条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第23号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第26から日程第32まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第26、議案第24号「特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について」から日程第32、議案第30号「太宰府市立共同利用施設設置条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第26から日程第32までを一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第24号から議案第30号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第33 議案第31号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第33、議案第31号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第31号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第34と日程第35を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第34、議案第32号「太宰府市社会福祉法人の助成に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第35、議案第33号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第34及び日程第35を一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第32号及び議案第33号は環境厚生常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時25分

~~~~~

再開 午前11時00分

議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

追加日程第1 議案の訂正について（議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」）

議長（村山弘行議員） ここで3月2日に市長から提出された議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」訂正したいとの申し出があります。「議案の訂正について（議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」）」を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、「議案の訂正について（議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」）」を議題といたします。

訂正理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

市長（佐藤善郎） 議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」の訂正についてご説明申し上げます。

今回、3月2日に議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」提案

をさせていただいておりましたが、条文の解釈において錯誤がありましたので、条文の追加、訂正をさせていただくものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております「議案の訂正について（議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」）」を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、「議案の訂正について（議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」）」を許可することに決定いたしました。

~~~~~

日程第36 議案第34号 太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第36、議案第34号「太宰府市介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから質疑を行います。

議案第34号について通告がありますので、これを許可します。

8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） 今回のこの介護保険条例の改正に当たって、その中核になっております地域包括支援センターですが、その運営協議会について質問をいたします。

この運営協議会はいつ設立をされ、どのようなメンバーで構成され、これまで何回協議会を行ってこられたのでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 包括支援センターの運営協議会につきましてご質問いただきましたので、お答えしたいと思います。

地域包括支援センターの運営協議会についてでございますが、今回介護保険制度改正に伴い、本市におきましては市内に2か所の地域包括支援センターを設置するようにならしてあります。地域包括支援センターの適切な運営を図るため、原則といたしまして市町村、保険者ごとになりますが、一つの運営協議会を設置しなければならないことが義務づけられております。今回、それに従いまして設置するものでございます。

地域包括支援センター運営協議会の構成員でございますが、既存の介護保険運営協議会構成員と基準等が同様であることから兼務といたしてあります。

構成員でございますが、規則の中で決めております第1号として市民の代表の方が3名、それから第2号といたしまして介護サービス提供事業者が1名、それから第3号といたしまして識見を有する方につきましては8名、それから第4号といたしましてその他市長が必要と認める者ということで1名でございます。それで、この地域包括支援センターにつきましては、

平成18年4月から設置をいたすようにいたしております。

以上でございます。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） これは4月から設置をされるということですが、この地域包括支援センター自体はもう既に4月1日から設置運営をされなければならないようになっておまして、運営協議会はこのセンターの設置と運営に当たっての中立性の確保、人材確保支援などの観点からかかわることが厚生労働省の指導にもあったと思います。他市におきましては、昨年夏ごろに既に運営協議会を設置されたところも数多くあります。そうしなければ実際に本年4月からの開始に間に合わないからです。なぜこのように運営協議会の設置が遅れたのでしょうか。

また、この地域包括支援センターの監視を行うこの運営協議会に先ほどおっしゃいましたが、介護保険運営協議会のメンバーがそのままスライドしていくということですが、その地域包括支援センターの設置団体が入っているということを知っていますが、それは事実でしょうか。もし事実ならば、場合によっては運営協議会の中立性が保てなくなり、その団体に対してではなく、メンバーを構成した市に対して批判が出る可能性があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 地域包括支援センター運営協議会につきましては、平成18年4月から設置をしていくわけですが、地域包括支援センターの委託というところで、それに関します件につきましては準備委員会というものを設置をして、包括支援センターの選定という形をとってまいりました。それで、中立公正というところですが、国からの指導におきましては包括支援センターの構成メンバーにつきましては、介護予防サービスに関する事業者を入れなさいという指導もあっております。それで、今回の運営協議会の中での運営の方法につきましては、中立公平性を当然保っていかなければならないということですが、それで、その事業者がこの運営協議会の中に入っておりますことにつきましては、いろいろ包括支援センターの運営をやっていく中でいろいろ諸問題が発生をいたしましたことにつきましては、サービス事業者についてはその会から一時外れていただいて、その中で審議をしていくということを考えております。

それからもう一つは、実際包括支援センターをやってある事業者が入ってあることにつきましては、内容については詳しいわけですが、包括支援センターの運営をしていく中でいろんな会の中での情報提供もいただけるのではないかと考えております。今後につきましては、今意見をいただきましたことにつきましては十分参考にさせていただいて、運営を行っていきいたいというふうに考えております。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

8番（渡邊美穂議員） これはもう要望になりますけれども、問題があったときにその事業者を外すということではなくて、別の知識のある事業者をあらかじめ入れておいて、その実情につ

いて例えばその事業者を呼んで参考の意見を聞くという形の方が、私は円滑にスムーズに行くのではないかと思います。

また、今回そういった一連の協議会設置が4月にずれ込んだということもありますが、それに至るまでにやはり市側からの説明が十分ではなかったという委員のご意見もたくさん出ておるようですから、この協議会の中立公正を欠くことのないメンバー構成と、そして今後もその協議会への事前の十分な説明を要望いたしまして、質問を終わります。

議長（村山弘行議員） 8番渡邊議員の質疑は終わりましたが、渡邊議員に申し上げておきます。質疑に際しましては、要望等についてはご遠慮願いますようお願いしておきたいと思えます。

本案は議案の訂正がっておりますので、通告以外の質疑を認めます。

通告以外に質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

19番（武藤哲志議員） 介護保険の条例改正というのは大変な状況だと思います。特に、税制の改正があったり、介護保険については40歳からの国民健康保険加入者に賦課する問題があったり、それから年金受給者からは天引きをする、また無年金者については直接納付をすると、こういう状況が様々な介護保険制度による問題が出てきて、当局としても大変な状況だと思うわけです。次から次に国の制度がこういう形で変わりますので、猶予をしてみたり、また減免制度を設けるなど様々ありますが、この新旧対照表を見ておまして、まず1ページに保険料率とあります。平成18年から平成20年の保険料は、1号保険者の区分に応じてというふうになっておまして、どんな状況なのかというのがなかなかちょっとわかりにくいところです。次のページをあけると、第38条第1項を比較しますと2万2,500円が2万6,680円になりましたよと。新たに38条1項の6号は、もう7万7,040円と。そうすると、逆に国民健康保険の加入の最高額、最高所得者はもう最高額で52万円に入れば国民健康保険料も介護保険料も頭打ちになるとか、もういろんな状況があるわけです。

ちょっと私どもも所管では大変いつも慎重に審査をいただいておりますが、こういう状況の中で次のページの下の方になりますか。保険料の算定を行ったときは納期を定めて通知しなければならないとか、それからページ数がちょっと打っておりませんが、保険料の定まったときは市長は速やかにこれを被保険者に通知しなければならない。変更があった場合も同意するのかなってありますが、大変な実務ですが、これに基づく太宰府市の対象と言われる40歳からと、その後の方の所得区分だとか、いろんな部分についてはできれば所管でも審査されますが、私ども議員にも全員に資料の配付もいただきたい。市民から聞かれたときにどういうふうな介護保険制度になってるかというの、やはり資料をつくっていただくのは大変だと思いますが、その辺資料をもとに私ども審査もしていきたいと思えますので、議長に資料要求をしたいと思えますが、担当部の方が資料を出すかどうかの回答を求めます。

議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

健康福祉部長（古川泰博） 今回の介護保険制度につきましては、附則の中でも税制改正により  
ます経過措置というところで、なかなかこの条文を読んだだけではわかりにくいということが  
ございますので、できるだけわかりやすい形で資料の提供をさせていただきたいと思いを。

議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 質疑を終わります。

議案第34号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第37 議案第35号 太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条  
例の一部を改正する条例について

議長（村山弘行議員） 日程第37、議案第35号「太宰府市空き缶等の散乱防止及びその再資源化  
の促進に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第35号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第38 議案第36号 平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5号）について

議長（村山弘行議員） 日程第38、議案第36号「平成17年度太宰府市一般会計補正予算（第5  
号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。通告がおりませんので、質疑なしと認めます。

議案第36号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~

日程第39から日程第43まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第39、議案第37号「平成17年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）  
について」から日程第43、議案第41号「平成17年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正  
予算（第1号）について」までを一括議題にしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第39から日程第43までを一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第37号から議案第41号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第44と日程第45を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第44、議案第42号「平成17年度太宰府市水道事業会計補正予算（第3号）について」及

び日程第45、議案第43号「平成17年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第44及び日程第45を一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第42号及び議案第43号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第46から日程第48まで一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第46、議案第53号「太宰府市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第48、議案第55号「教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第46から日程第48までを一括議題とします。

これから質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第53号から議案第55号までは総務文教常任委員会付託します。

~~~~~

日程第49と日程第50を一括上程

議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第49、請願第1号「米軍再編」に反対する決議の採択を求める請願書」及び日程第50、請願第2号「米軍再編」の撤回を求める意見書の提出を求める請願書」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第49及び日程第50を一括議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

19番武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

19番（武藤哲志議員） この請願の内容ですが、請願第1号、請願第2号を一括ということで請願者については同じ方なんです。ちょっと内容がよく似ておまして、また違うということなんです。

まず、請願第1号なんです。今連日新聞でも市民投票がなされております。岩国市、全国各地で沖縄の米軍の、はよ言えばF14戦闘機などが沖縄から日本の各地に移転をするという問題

で、全国の市や自治体でそういう米軍機が来ることによって大変な問題になるから、ぜひそういう米軍機の移設について反対をしてほしいと。特に、福岡県では行橋市周辺の築城基地が米軍の基地として使われる、訓練等されると。そうすると、その訓練区域というのは大変広い範囲に及ぶわけですが、そういう米軍の再編に対して、やはりもともと日本は独立の国なんですが、日米安保条約に基づいてアメリカの基地が全国各地に置かれておる。その費用も全額がはっきり言って日本の国民の税金で行われておって、大変批判を受けてるところですが、請願第1号についてはそういう築城基地をはじめ全国に米軍の戦闘機が配置されることにぜひ反対の決議をしていただきたいというのが請願第1号です。

請願第2号も同じような内容なんですけど、築城をはじめ全国各地ですが、現在米軍の費用というのは世界でちょっと類がないように、日本政府がアメリカ本土まで米軍の費用を負担をしております。その費用だけでも今年2,326億円です。これも国会の中の答弁なんですけど、こういう大変今厳しい中にそれ以外今まで基地交付金とかいろんな部分もあるんですけど、もう大変な額を米軍のこういうここに書いております役割、任務、能力、それから兵力の再編という形で空港整備、港湾整備、こういう状況によって大変財政が厳しいと言われながらも米軍基地強化のために国民の税金が使われておりますし、もし紛争が起これば日本から米軍機が発進できるという、そういう法律もあります。できれば、そういうアメリカの米軍再編と、そういう費用の支出の問題など具体的な資料もありますし、所管の委員会では私の方で資料も配付したいと思いますが、この請願第2号については意見書を提出をしていただきたいという内容です。

以上です。

議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

請願第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） 次に、請願第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第1号及び請願第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~

日程第51 意見書第1号 さらなる総合的な少子化対策を求める意見書

議長（村山弘行議員） 日程第51、意見書第1号「さらなる総合的な少子化対策を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

13番（清水章一議員）　さらなる総合的な少子化対策を求める意見書について説明をさせていただきます。

今まで、様々な少子化対策が講じられてきておりますが、しかし少子化の傾向というのはなかなか歯どめがかかっておりません。よって、政府に対しましてさらなる総合的な少子化対策を求める意見書を提出させていただきたいと思っております。

案文を参考に朗読しながら説明にかえさせていただきます。

2005年版少子化社会白書は、2004年の合計特殊出生率、一人の女性が生涯に産む子どもの平均数が1.28人と過去最低を更新したことを踏まえ、我が国を初めて超少子化国と位置づけました。予想を上回る少子化の進行によってこれまでの予測よりも1年早く、今年には、これは今年というのは2005年のことです。人口減少社会に転じる可能性があるとして白書は指摘をいたしております。これは白書の指摘どおり、そのとおりになりました。

これまでも様々な少子化対策が講じられてきましたが、依然として少子化傾向に歯どめがかかっておらず、これまでの施策を検証するとともに効果的な支援策についてさらなる検討が必要でございます。その上で、少子化対策は単に少子化への歯どめをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子どもたちが生まれてきてよかったと心から思える社会、子どもたちの瞳が生き生きと輝く社会を実現する視点が重要であります。

子育ては、今や地域や社会全体が取り組む課題であり、我が国の将来を担う子どもたちの健やかな成長のために社会全体で子育てをサポートする体制を充実することが必要でございます。子育てへの経済的支援のほか、地域や社会における子育てのための環境整備、働き方を見直す社会の構造改革など総合的に子育て支援策を展開するべきであります。よって、政府におきましてはさらなる総合的な少子化対策として次のような施策を講じるよう強く求めるものでございます。

1つに、抜本的な児童手当の拡充、2つに出産費用等の負担の軽減、3つ、子育て世帯向けの住宅支援、4つ目に子どもを預けやすい保育システムの転換、5番目に放課後児童健全育成事業等の充実、6番目に仕事と生活の調和、ワーク・ライフ・バランスが図れる働き方の見直し、以上地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。

あて先は衆議院議長河野洋平様、参議院議長扇千景様、内閣総理大臣小泉純一郎様、厚生労働大臣川崎二郎様。

以上でございます。

皆様方のご賛成をよろしくお願い申し上げまして、説明にかえさせていただきます。

議長（村山弘行議員）　説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番山路一恵議員。

11番（山路一恵議員）　済みません。私が所属しております委員会に付託をされるようですの

で、一つお伺いをしておきたいんですが、記の4番目、子どもを預けやすい保育システムへの転換とありますけれども、この保育システムへの転換というのは具体的なものが何かあるのかどうか、もしあるようでしたら委員会に資料の方を提出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

13番（清水章一議員） 子どもを預けやすい保育システムへの転換ということでご質問がありましたので、保育サービスを必要とするすべての方が利用できるように、保育所の受け入れの児童数を拡大する。あるいは一時保育、特定保育など保護者の就労形態の多様化にも柔軟に対応できる保育所の整備充実を行う。また、保育所の入所要件の弾力化についても検討していただく。あるいは集いの広場、さらにはファミリー・サポート・センター、すべての家庭を対象とした地域子育て支援サービスの充実や、あるいは企業内福祉の整備を支援していただきたいと、こういった項目でございます。資料等がそろいましたら提出をさせていただきたいと思えます。

議長（村山弘行議員） ほかの質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第1号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~

議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は3月14日午前10時から再開いたします。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前11時26分

~~~~~